

公示送達書

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公示する。なお、この書類は、米原市市民部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和8年6月25日

米原市長 角田 航也



記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所または事業所	備考
令和8年度固定資産税 第1期督促状	亡山田十蔵相続財産 山田重幸	
令和8年度固定資産税 第1期督促状	株式会社 アパニティライフ	
令和8年度固定資産税 第1期督促状	環境ビジネスサポート合同会社	
	以上	

(注意事項) この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達が行われたものとみなされます。